

令和6年度決算に基づく

健全化判断比率及び資金不足比率報告書

広島県神石高原町

目 次

1 令和6年度決算に基づく健全化判断比率報告書 …	1
（1）総括表	1
（2）実質赤字比率	2
（3）連結実質赤字比率	3
（4）実質公債費比率	4
（5）将来負担比率	5
2 令和6年度決算に基づく資金不足比率報告書	6
（1）総括表	6
（2）法適用企業	7
（3）法非適用企業	8

1 令和6年度決算に基づく健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率を次のとおり報告する。

(1) 総括表

(単位：％)

区 分	実質赤字 比 率	連結実質赤字 比 率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
令和6年度決算 健全化判断比率	—	—	6.5	—
(早期健全化基準)	(14.28)	(19.28)	(25.0)	(350.0)
(財政再生基準)	(20.00)	(30.00)	(35.0)	—

注 実質赤字額、連結赤字額又は将来負担額がない場合は、「—」を記載している。

<参 考> 比率の概要

区 分	概 要
実質赤字比率 (一般会計等の実質赤字の比率)	町税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等について、歳出に対する歳入の不足額(いわゆる赤字額)を町の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
連結実質赤字比率 (全ての会計の実質赤字の比率)	町のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、町全体としての歳出に対する歳入の資金不足額を、町の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
実質公債費比率 (公債費等の比重を示す比率)	町の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を町の標準財政規模を基本とした額で除したものの3力年間の平均値である。
将来負担比率 (地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率)	町の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額(将来負担額)を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、町の標準財政規模を基本とした額で除したものである。

(2) 実質赤字比率

ア 一般会計等の実質収支額

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出 差引額 C(A-B)	翌年度へ 繰り越す べき財源 D	実 質 収支額 E(C-D)
一般会計	12,974,716	12,415,351	559,365	40,556	518,809
分収育林事業特別 会計	66	66	0	0	0
飲料水供給施設事 業特別会計	43,155	36,989	6,166	0	6,166
合 計	13,017,937	12,452,406	565,531	40,556	524,975

(単位：千円)

イ 標準財政規模	6,366,573
うち、臨時財政対策債発行可能額	11,590

(単位：%)

ウ 実質赤字比率	—	※実質収支比率 8.2%
----------	---	--------------

注 実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

アのE欄の合計（※マイナスの場合のみ）

$$\text{実質赤字比率 ウ} = \frac{\text{アのE欄の合計（※マイナスの場合のみ）}}{\text{イ}}$$

(3) 連結実質赤字比率

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
ア 一般会計等の実質収支額の合計	524,975	(2) アのE欄の合計
イ ア以外の会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計に係る実質収支額の合計 (①+②+③+④)	83,973	実質収支額に赤字額がある場合はマイナス計上
① 国民健康保険特別会計	43,991	
② 後期高齢者医療特別会計	994	
③ 介護保険特別会計 (保険事業勘定)	38,988	
④ 介護保険特別会計 (介護サービス事業勘定)	0	
ウ 公営企業会計の資金不足額又は資金剰余額 (①+②+③)	404,073	資金不足額がある場合はマイナス計上
① 病院事業会計	400,329	
② 農業集落排水事業会計	3,744	
③ 総合開発事業特別会計	0	
エ 標準財政規模	6,366,573	臨時財政対策債発行可能額を含む

(単位：％)

オ 連結実質赤字比率	—	※連結実質収支比率 15.9%
------------	---	--------------------

注 連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

[ア+イ+ウ] (※マイナスの場合のみ)

連結実質赤字比率 オ = $\frac{\text{オ}}{\text{エ}}$

(4) 実質公債費比率

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
ア 地方債の元利償還金 (公債費充当一般財源等額)	1,288,145	※繰上償還及び満期一括償還 元金除く
イ 準元利償還金	225,296	公営企業債繰入金 一部事務組合補助金・負担金 等 債務負担行為
ウ 基準財政需要額に算入された公債 費及び準公債費	1,151,747	基準財政需要額 災害復旧費等 事業費補正 密度補正
エ 標準財政規模	6,366,573	臨時財政対策債発行可能額を 含む

(単位：%)

オ 実質公債費比率（単年度）	6.6	RO4 6.8% RO5 6.2%
カ 実質公債費比率（3か年平均）	6.5	

【算定方法】

$$\text{実質公債費比率（単年度）} \quad \text{オ} = \frac{[\text{ア} + \text{イ}] - [\text{ウ}] - \text{※充当が可能な特定財源}}{\text{エ} - \text{ウ}}$$

(5) 将来負担比率

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
ア 一般会計等に係る地方債の現在高	12,476,142	一般会計等に係る地方債現在高
イ 債務負担行為に基づく支出予定額	0	機械リース等に対する補助金など
ウ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額	1,515,233	病院事業会計、農業集落排水事業会計への繰入れ見込額
エ 組合又は地方開発事業団が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額	822,993	水道企業団、福山地区消防組合分
オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	639,976	一般会計等対象職員、特別職及び関係一部事務組合に係る当該経費
カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額	0	
キ 連結実質赤字額	0	
ク 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	0	
ケ 地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	8,327,734	財政調整基金、減債基金など(過疎対策事業債・合併特例債充当基金を除く)
コ 地方債の償還等に充当可能な特定の収入	2,649	住宅使用料
サ 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	11,569,591	既往債の交付税措置見込額
シ 標準財政規模	6,366,573	臨時財政対策債発行可能額を含む
ス 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費	1,151,747	(4) 実質公債費比率算定に用いるウに同じ

(単位：%)

セ 将来負担比率	—	※将来負担比率 -85.2%
----------	---	-------------------

注 将来負担額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

$$\text{将来負担比率 セ} = \frac{[\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} + \text{エ} + \text{オ} + \text{カ} + \text{キ} + \text{ク}] - [\text{ケ} + \text{コ} + \text{サ}]}{\text{シ}}$$

シース

２ 令和６年度決算に基づく資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、資金不足比率を次のとおり報告する。

（１）総括表

（単位：％）

区 分	法適用企業		法非適用企業
	宅地造成 事業以外		宅地造成事業
	病院事業会計	農業集落 排水事業 会計	総合開発事業 特別会計
令和６年度決算 資金不足比率	—	—	—
（経営健全化基準）	（２０．０）※公営企業ごと		

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

＜参 考＞ 比率の概要

区 分	概 要
資金不足比率 （公営企業ごとの資金不足額の 比率）	一般会計等の実質収支にあたる公営企業会計における資金不足について、公営企業の事業規模に対する比率を表したものである。

(2) 法適用企業

ア 宅地造成事業以外の事業を行う法適用企業

① 資金不足額

(単位：千円)

会 計 名	流動負債 A	算入地方債 B	流動資産 C	資金不足額 又は資金剰余額 D(A+B-C)
病院事業会計	67,878	0	456,726	△388,848

注1 D欄が△の場合、資金剰余額となる。

② 事業の規模

(単位：千円)

会 計 名	営業収益の額 E	受託工事 収入の額 F	事業の規模 G(E-F)	備 考
病院事業会計	691,630	0	691,630	

③ 資金不足比率

(単位：%)

病院事業会計	—	※資金剰余比率 56.2%
--------	---	---------------

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

$$\text{資金不足比率} \quad ③ = \frac{D \text{ (※マイナスは、資金剰余額となる。)}}{G}$$

イ 宅地造成事業以外の事業を行う法適用企業

① 資金不足額

会 計 名	流動負債 A	算入地方債 B	流動資産 C	資金不足額 又は資金剰余額 D(A+B-C)
農業集落排水事業会計	102,970	25,455	47,010	81,415

注1 D欄が△の場合、資金剰余額となる。

② 事業の規模

(単位：千円)

会 計 名	営業収益の額 E	受託工事 収入の額 F	事業の規模 G(E-F)	備 考
農業集落排水事業会計	81,731	5	81,726	

③ 資金不足比率

(単位：％)

農業集落排水事業会計	—	※資金不足比率	-0.004
------------	---	---------	--------

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

D（※マイナスは、資金剰余額となる。）

資金不足比率 ③ =

G

(3) 法非適用企業

ア 宅地造成事業を行う法非適用企業

① 資金不足額

(単位：千円)

会 計 名	歳出額 A	算入地方債 B	歳入額 C	土地収入 見込額 D	計 E (A+B-C-D)
総合開発事業 特 別 会 計	0	0	0	0	0

会 計 名	地方債残高 F	長期借入金 G	計 H (F+G)	資金不足額 又は資金剰余額 I ・E>0 の場合、E ・E<0 の場合、 「E+H」又は「0」の いずれか小さい方
総合開発事業 特 別 会 計	0	0	0	0

注1 I 欄が△の場合、資金剰余額となる。

② 事業の規模

(単位：千円)

会 計 名	資本 J	負債 K	事業の規模 L (J+K)	備 考
総合開発事業 特 別 会 計	0	0	0	

③ 資金不足比率

(単位：%)

総合開発事業特別会計	—	※資金剰余比率 0%
------------	---	------------

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

I (※マイナスは、資金剰余額となる。)

資金不足比率 ③ =

L